アラ然ルニ二月末日労働三十五銭ノ飯代ヲ八十銭ニ値上スル旨ノ
発表ヲ為スヤ労働組合支部ノ応援ヲ得テ更ニ賃金値上ヲ
要求シタルニ依ル
経過 事業主側（土木請負業森下兼太郎）ニ於テハ本工事ヲ休
止スルモ不良分子ハ使用セザル旨発表スル等態度極メテ強硬ナ
ル為労働団側ハ勝算ナキヲ見越シ退去スル者出デ結束紊レタリ
サイド飯場頭ニ於テハ善良ナル者ニ対シ今後不穏ノ行動ニ出デザル
者ハ使用スル旨諭シ理ニ申出シタル数（一時退去セル者ノ中帰来
セル九名ハ誓約書ヲ呈シ復職セシムル事トナシ解決セリ
要求事項

(協調會勞働課)